

新生児聴覚検査費用の一部助成をはじめました



王寺町では、令和6年4月1日以降に出生されたお子さまを対象に、出産後に産科医療機関等で実施する新生児聴覚検査費用の一部を助成します。

助成対象者

R6年4月1日以降に出生したお子様（検査を受けた日に住民票が王寺町にある方。他市町村で同様の助成を受けている方は除く。）の保護者。

助成金額・助成回数

・助成金額：検査方法により異なります。

自動 ABR…上限 4,000 円、OAE…上限 1,500 円

・助成回数：新生児1人につき初回検査・確認検査 各1回ずつ

※確認検査とは、初回検査で「要再検」となった場合に受ける再検査のことです。

※上限を超える差額については自己負担になります。

※保険診療により検査を受けた場合は助成の対象外になります。

助成の受け方

【県内医療機関等で検査を受けられる方】

新生児聴覚検査を受ける際、妊婦健康診査補助券等綴りの中にある「新生児聴覚検査同意書兼受診券」（うぐいす色の券）に必要事項をご記入のうえ、医療機関等に提出してください。

※令和6年4月1日以降に出生され、検査を受けた時に「新生児聴覚検査同意書兼受診券」の交付を受けていなかった場合は、償還払いで助成を受けることができます。その場合は、【県外医療機関等で検査を受けられる方】の手順で申請してください。

【県外医療機関等で検査を受けられる方】

- ① 新生児聴覚検査時に検査費用を一旦自費でお支払いください。
- ② ①の助成を受けるために、償還払い請求の手続きを保健センター窓口で行ってください。
- ③ ②の手続き後、指定の金融機関口座に入金します。（入金までの期間は約1～2か月後です。）

（申請時の持ち物）

- ・王寺町新生児聴覚検査助成申請書兼請求書
- ・聴覚検査の領収書（保険適用外の自己負担金額の記載があり、検査費用・受診日・医療機関等の名称が記載されたもの）
- ・振込口座がわかるもの（通帳等）
- ・検査方法・結果がわかるもの（母子健康手帳の記載等）

※「王寺町新生児聴覚検査助成申請書兼請求書」は、保健センターにあります。（王寺町公式ホームページからダウンロードできます。）

※申請受付期間は、検査を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内です。

赤ちゃんのきこえの検査

(新生児聴覚スクリーニング検査) について

生まれてきた赤ちゃんの健やかな成長は、誰もの願いです。1,000人に1~2人は生まれつき耳の聞こえに障害を持つといわれていますが、その障害を早く発見して、適切な援助をすることにより、言葉の発達を促し、情緒や社会性を育てることができます。

奈良県内の産科医療機関では、生まれた赤ちゃんを対象に、新生児聴覚スクリーニング検査を実施しています。

また、聴覚検査を実施していない医療機関で出産された場合にも、他の医療機関の外来で新生児聴覚スクリーニング検査を受けることができますので、出産される医療機関やお住まいの市町村にお問い合わせください。



Q：どんな検査ですか？

赤ちゃんが眠っている状態で小さい音を聴かせて、得られる反応を測定し耳の聞こえが正常かどうかを自動的に判定する検査です。眠っていれば、検査は数分間で終わります。赤ちゃんに感じることはありません。薬は使わず、副作用もありません。判定の結果、必要な場合は精密検査を受診していただきます。

Q：検査時期はいつですか？

出産された医療機関では、出生後1週間以内に行います。

また、出産された医療機関以外で検査を受ける場合、出生後1か月以内に医療機関に受診してください。

Q：費用はいくらかかりますか？

医療機関毎に定められていますので、受診する医療機関にお問い合わせください。

◎新生児聴覚検査（確認検査）でリファー（要再検）の場合…

新生児聴覚検査でリファー（要再検）の場合は、先天性サイトメガロウイルス感染の検査を受けることが強く推奨されています。

サイトメガロウイルス感染の検査は、生後3週間以内に赤ちゃんの尿を採取することで診断しますので、新生児聴覚検査でリファー（要再検）の場合は、できる限り早く医療機関にご相談ください。この場合の検査と治療は保険診療となります。